

第15回スポーツ仲裁シンポジウム

# 選手強化・スポーツの 普及とインテグリティ・ コンプライアンス

～日本のスポーツ界におけるコンプライアンス体制の構築・  
インテグリティ保護に向けて～

## 報告書

日時

2018.11.6 [tue] 13:30 ~ 16:00

会場

ベルサール飯田橋駅前

(東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 1F)

アクセス 東西線、有楽町線、南北線、大江戸線 飯田橋駅 A2 出口徒歩 2分  
※飯田橋エリアには「ベルサール」が2会場ございます。ご注意ください

主催

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

後援

スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、特定非営利活動法人日本オリンピック協会、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会、一般財団法人日本ADR協会、日本スポーツ法学会

協賛

公益財団法人ミズノスポーツ振興財団、アシックスジャパン株式会社、デサントジャパン株式会社

協力

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所





開会の辞で挨拶をする山本和彦代表理事



仲裁機構の扱う相談・トラブルの傾向を報告する沖野眞巳理事



選手強化・スポーツの普及とインテグリティ・コンプライアンスについて講演する鈴木大地氏



スポーツ庁からの説明をする川合現氏



平成29年度の成果を報告する松本泰介氏



パネルディスカッションの全体の様子



平岡英介氏



森岡裕策氏



山田登志夫氏



パネルディスカッションのコーディネーターを務めた伊東卓氏

## >> JSAA からの報告



# 沖野 眞巳

Masami Okino

公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構執行理事  
東京大学大学院法学政治学研究科教授

1987年、東京大学法学部卒業。東京大学法学部助手、筑波大学社会科学系専任講師、学習院大学法学部助教授・同教授、一橋大学法学研究科教授を経て、2010年より東京大学法学政治学研究科教授（現職）。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事のほか、中央労働委員会公益委員、金融審議会委員、消費者委員会専門調査会委員、法制審議会信託法部会幹事、最高裁司法修習委員会幹事、最高裁規則制定諮問委員会幹事、損保ADR評議員、損害保険契約者保護機構理事、損保料率算出機構理事、全銀協あっせん委員会運営懇談会委員、不動産適正取引推進機構理事等をつとめる。専攻は、民法、信託法、消費者法。

## >> 基調講演 選手強化・スポーツの普及とインテグリティ・コンプライアンス

# 鈴木 大地

Daichi Suzuki

スポーツ庁長官

## >> 平成 29 年度事業の成果（報告書・コンプライアンス強化ガイドライン等）報告



# 松本 泰介

Taisuke Matsumoto

早稲田大学スポーツ科学学術院准教授  
弁護士（第二東京弁護士会）

主な専門分野はスポーツ法、スポーツガバナンス。日本スポーツ仲裁機構平成26年度文部科学省委託事業スポーツ団体のガバナンスに関する委員会委員（2014年。「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン～NFのガバナンス強化に向けて」作成）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構平成29年度スポーツ庁委託事業スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会委員（2017年。「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」作成）など。





パネリスト

## 平岡 英介

Eisuke Hiraoka

公益財団法人 日本オリンピック委員会副会長兼専務理事

公益社団法人 日本ボート協会理事

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事

1970年慶應義塾大学を卒業し、三菱化成工業(現:三菱化学)に入社。1981年丸天運送専務取締役を経て、現在丸天物流グループ代表。1995年日本ボート協会理事に就任し、2001年から理事長、2007年から副会長として協会活動を指揮。2005年日本オリンピック委員会監事、2007年より理事に就任後、財務委員長、マーケティング委員長、総務委員長歴任し、2015年より専務理事、2017年より副会長兼専務理事を務める。2012年アジアビーチゲームズ及び2013年東アジア競技大会では日本代表選手団団長として、日本選手の活躍にも尽力。



パネリスト

## 森岡 裕策

Yusaku Morioka

公益財団法人 日本スポーツ協会常務理事

1960年生まれ、和歌山県出身。1983年筑波大学体育専門学群卒業、2006年筑波大学大学院修士課程体育研究科修了。1991年和歌山県立和歌山北高等学校教諭、2002年文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課、国際スポーツ大会専門官、アンチ・ドーピング支援専門官、2005年和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課長、2011年文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課スポーツ連携室長、2013年文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課長、2015年独立行政法人日本スポーツ振興センター審議役を歴任し、スポーツ行政において、スポーツの普及・振興に尽力。2018年6月現職就任。



パネリスト

## 山田 登志夫

Toshio Yamada

公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会常務理事

1952年2月生まれ。宮崎県立日南高校、中央大卒。1971年厚生省の国立福岡視力障害センター、国立身体障害センター勤務後、本省に勤務。主に福祉部局に勤務し障害保健福祉部自立支援振興室長を最後に退官。厚労省立の日本社会事業大学常務理事を経て、2014年6月から公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事に就任し、現在に至る。競技歴は軟式テニス、軟式野球など。1985年に中級障がい者スポーツ指導員となり、車いすバスケットボールの指導や審判歴は40年以上。

>> 今、競技団体が取り組むべきコンプライアンス体制の構築・インテグリティ保護のための課題  
～スポーツのインテグリティ保護に向けた各統括団体の取り組み～



コーディネーター

# 伊東 卓

Takashi Ito

公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構理事  
新四谷法律事務所 弁護士

[弁護士関係の経歴] 1960年生まれ、神奈川県出身、58歳。1988年4月弁護士登録(第二東京弁護士会)、2002年10月新四谷法律事務所を設立、2016年4月日本弁護士連合会常務理事、2017年4月第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長。[スポーツ法関係の経歴] 2014年1月日本スポーツ法学会理事、2014年1月日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」委員(統括相談員)、2014年4月慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師(スポーツ法)、2016年4月公益財団法人日本サッカー協会法務委員会委員、2017年6月公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事。

## シンポジウムプログラム

- 13:30 ●開会の辞  
●JSAAからの報告 **テーマ** 仲裁機構の扱う相談・トラブルの傾向  
沖野 真己 (JSAA執行理事・東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- 13:40 ●基調講演 **テーマ** 選手強化・スポーツの普及とインテグリティ・コンプライアンス  
【基調講演者】鈴木 大地 (スポーツ庁長官) 【事務局発表】川合 現 (スポーツ庁)
- 14:10 ●平成29年度事業の成果(報告書・コンプライアンス強化ガイドライン等)報告  
松本 泰介 (早稲田大学スポーツ科学学術院准教授/弁護士)
- 14:40 ●パネルディスカッション **テーマ** 今、中央競技団体が取り組むべきコンプライアンス体制の構築・  
インテグリティ保護のための課題  
～スポーツのインテグリティ保護に向けた各統括団体の取り組み～
- パネリスト・平岡 英介 (公益財団法人日本オリンピック委員会 副会長兼専務理事)
  - ・森岡 裕策 (公益財団法人日本スポーツ協会 常務理事)
  - ・山田 登志夫 (公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 常務理事)
  - コーディネーター 伊東 卓 (JSAA理事・新四谷法律事務所/弁護士)

## 目次

はじめに .....	9ページ
イントロダクション .....	10ページ
基調講演 .....	11ページ
平成29年度成果報告 .....	15ページ
パネルディスカッション .....	19ページ

# はじめに

山本和彦

(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 代表理事(機構長))

主催者を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

当機構は毎年1回、スポーツ仲裁シンポジウムというものを開催しております。本年は、昨今スポーツ界においてさまざまな不祥事、その他の問題が発生しており、2020年に向けて、それに対応するということが喫緊の課題であるということに鑑み、インテグリティ、コンプライアンスの問題を取り上げさせていただきました。

当機構も仲裁、調停という本位の中で、その紛争の背景に、しばしば、このインテグリティあるいはコンプライアンスを巡る問題があると、こういうことを痛感しているところでもあります。

そのような認識の下、当機構の事業として、これまでフェアプレーガイドライン、あるいは今日も話に出てきますコンプライアンスガイドライン等の作成に関与してきたわけではありますが、そのような観点から、本日のシンポジウムを企画したという次第であります。

本日は大変お忙しい中、スポーツ庁の鈴木大地長官から基調講演をいただくことができ、それを踏まえましてパネルディスカッションで、今、中央競技団体が取り組んでいるコンプライアンス体制の構築、インテグリティ保護のための課題、スポーツのインテグリティ保護に向けた各統括団体の取り組みと、お話いただいてパネルディスカッションを予定しております。大変充実した内容になるものと期待しております。

なお、当シンポジウムの開催については、公益財団法人ミズノスポーツ振興財団様、アシックスジャパン株式会社様、デザートジャパン株式会社様より協賛をいただき、JSCのスポーツ振興助成金による助成をいただいていることについて御礼を申し上げたいと思います。大変、長時間にこれから盛りだくさんの内容になろうかと思っておりますけれども、どうか最後まで、お付き合いをいただければと思います。それでは、以上をもちまして私のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

---

## イントロダクション 【JSAAからの報告】

---

沖野 眞已 (JSAA 執行理事・東京大学大学院法学政治学研究科教授)

---

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構は、日本におけるスポーツ競技、またはその運用を巡る紛争を解決する裁判外紛争解決機関でございます。実施事業でございますけれども、3本の柱からなっております。仲裁調停事業、調査研究事業、広報普及事業を柱としております。本シンポジウムはこの三つ目の広報普及事業の一環であるわけでございます。

一つ目の仲裁調停事業の取り扱いにつきまして、2003年に本機構が設立され、今年で16年目を迎えておりますけれども、2012年頃から取り扱い事案数が伸びてきております。今年度は2018年で現時点におきまして、スポーツ仲裁規則に基づくスポーツ仲裁の申し立てが8件ございまして、うち仲裁判断まで至った事案は4件でございます。なお、ドーピング仲裁事案は2007年の開始から11年間で件数こそ6件でございますけれども、ここ3年間は毎年1件以上継続しております。2018年度にも1件、ドーピング紛争の仲裁判断を公開しているわけでございます。

今年度は相談、問い合わせと合計いたしました取り扱い事案件数が現時点で54件となっております。近年、取り扱い事件数、5年連続で100件を超えておまして、その要因といたしましては、JSAAの理解増進活動の成果を含め、さまざまな要因が考えられますけれども、何といたしましても2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催を含む、いわばゴールデン・スポーツイヤーズを目前に控えまして、わが国のスポーツに対する注目がさらに高まっているということも、一つの要因として挙げることができます。以上のことから明らかなように、JSAAがスポーツ紛争の解決機関として果たすべき役割と重要性や責任は昨今高まっており、今後も高まるものと認識をし、また責任を感じているところでもございます。

相談事案に関する傾向でございますけれども、まず相談件数の競技ですが、野球が突出しているという面がございますものの、幅広い競技につい

て相談がございます。また競技レベルでございますが、プロから少年スポーツまでさまざまになっております。その紛争の種類でございますが、不利益処分および代表選考が多いものの、暴力、パワハラ、セクハラから契約紛争や移籍問題に至るまで、これまた多岐にわたっております。相談事案の相手方でございますが、中央競技団体から市町村の団体、個人までさまざまございまして、地域的には東京が突出しておりますけれども、地方圏にも相当存在しております。

紛争でございますが、分析といたしましては、現在、仲裁判断に至った事案というのは51件あるのですけれども、代表選手の選考紛争というのが47パーセント、24件となっております。最も多い紛争類型でございます。オリンピックイヤーにはコンスタントに紛争が発生しております。さらにその代表選考のうち14件、58.3パーセントが緊急仲裁案件でございまして、申し立てから仲裁判断が出た迅速な手続きで進められる事案として扱われております。

仲裁パネルの協力もございまして、紛争解決までの期間が短いという仲裁による紛争解決の一つのメリットが実現されているというふうに考えられるところがございますけれども、他方におきまして各団体の代表選考基準が必ずしも明確でないために発生しているというふうに思うところもあり、競技団体側も努力によりまして予防できる紛争であるという面もございます。

さらに近時は不利益処分事例が増加傾向にございます。その中では、不利益処分を下す際の大前提となる対象事案も不明確であるとか弁明の機会の付与の不備があるとか、そのために処分が取り消される事例というものが散見されるところでございまして、競技団体内におけるコンプライアンス体制の充実というのは、一層重要性を感じられるところがございます。

今後もこういった事例は、なかなかなくならないと思われるところでございます。さまざまな相

談事案が生じているわけでございますけれども、とりわけ2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、代表選手選考や不利益処分などを行う際には、競技団体におかれまして、紛争の予防をも含めました判断が求められるところだろうと感じております。

なお、当機構ホームページにおきましては、仲裁判断集というのを公表しておりますので、ぜひご一読いただきまして、規範や原則に反しない形での処分のご判断といった、その参考にしていただきたいと思うところでございます。ご清聴ありがとうございました。

---

## 基調講演 【インテグリティ確保のためのスポーツ庁と各団体の役割】

---

鈴木 大地（スポーツ庁長官）

---

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、スポーツ庁の鈴木大地でございます。私は、もともと水泳の人間でありまして、水泳界でも、千葉すずさんという方がおられますが、ちょうど2000年にですね、シドニーオリンピックの選考に関して、「私は代表になるべきだ」という主張がなされて。その頃、なかったということになるんですかね。日本のスポーツ界において、今の話ですと、年々増える傾向にあるということで、だいたい世の中の時代も変わって、スポーツ界も変わってきてるのかなということを実感するところであります。

今日は、私のほうからインテグリティの確保のために、今の現状を少し整理し、そして各団体といたしますか、皆さんの中の、われわれも含めて役割について、少し整理をさせていただいて、あらためて次のセッションに入りやすいようにさせていただきますと、このように思っています。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。この最初のインテグリティ、ガバナンスと、それからコンプライアンス、横文字がたくさん並んでおりますが整理をさせていただきますと、インテグリティはですね、このガバナンス、コンプライアンス、モラルを含む、一番広い概念ということで。一番大きな、広義といいますか、非常に大きな、広い範囲だということで、ガバナンスも、コンプライアンスも包含する形でインテグリティというのがあるというふうに、ご理解いただければと思っています。

個人の不幸事は起こり得ることあります。しかし、今のスポーツ界に問われているのは、組織のガバナンスの欠如、不全ではないかと考えております。このガバナンス、コンプライアンス、それぞれメルクマールということですが、これは判断要素というふうに、お考えいただければと思います。ガバナンスの場合は、組織運営の適正性、そしてコンプライアンスのほうは違法性ということで、それが判断基準になっているということでもあります。このインテグリティのところ、下に書いてありますけれども、高潔性ということになっております。

この現状認識ですけども、スポーツの価値というのは、皆さんご承知のとおり大変大きいものがあります。特に、世の中からはスポーツの関係者というのは、非常に高いレベルのインテグリティが求められています。アスリートとは、スポーツマンとは、非常に高いインテグリティが期待されていると言っているかと思えます。そして現状、公的資金を投じて選手の強化に当たっている部分もあるわけですけども、現状のままだと、周りの目からでも公的資金投入の正当性が問われてしまう時代になりかねない。やはり公金で強化をしている、しっかりとした体制でもって、スポーツ界が運営されていかななくてはいけないんじゃないかというふうに思っております。このスポーツの価値に関しては、もうこの点は省きますけども、さまざまな価値がある。そして、価値をさらに高めていくためにも、しっかりとした、そのインテグ

リティが求められているのではないのでしょうか。

現状認識でございますが、スポーツ団体のガバナンス確保のためには、国等の関与も、もっともっと強化すべきだ、そういう議論があります。もちろん、私ももともと皆さんと同じNF、団体の立場でおりましたので、本来であればですね、1980年のモスクワ五輪を機に、もっともっとスポーツ界の自治や独立が尊重されるべきではないかというふうに考えておりますので、できればそういうものがなくして、適正な運営がなされていけば問題ないんでしょうけれども。最近では、この1年間特に、このインテグリティを脅かす事案がたくさんありますので、少し公的資金投入しているという先ほどの話もありますが、国等の関与を強化すべきだという議論が、声が高まってきております。スポーツ議員連盟の中では、『スポーツ・インテグリティの体制整備の在り方検討に対するプロジェクトチーム』というものが立ち上がりまして、スポーツの健全性、この高潔性を確立するための、国がどう関与していくか、これについて今、検討中であります。今月中に提言が出てくることになっております。同時にスポーツ庁の中でも、国の関与の仕方というものを議論もしておりますが、このスポーツ団体の自主的、自立的取り組みが何ととっても重要であります。今こそスポーツ団体関係者が、自らの役割と責任を再認識し、主体的に改革、改善に努めるべきだと、このように思っております。

この競技団体の役割というものを見てみたいと思います。競技団体、代表選手の選考、そして選手、協会さんの配分、それから都道府県協会、連盟、それから学生連盟と参加団体に対して、大変、大きな権限をお持ちなわけであります。そして、この競技団体がそれぞれ競技一つしかないわけですね。その公益性、唯一性に鑑み、高いレベルのガバナンスというものが求められます。非常に公益性が高いということでもあります。必要な規定の整備、それから外部人材の登用を含む組織体制、それから法務、財務体制、そして選手選考の透明性確保を含む情報開示ですね。相談窓口の設置等、適切に行われているか、最低限すべきだというふうに思っております。そして、この倫理、コンプライアンス教育の充実。地域、地方組織の管

理。課題は山積しております。継続的な取り組みが必要だということでもあります。

統括団体の役割について。統括団体というのは、JOCさん、JSPOさん、障がい者スポーツさんですね、こちらでございますが、自らのガバナンスを確保する上で、加盟団体であるNFのガバナンス確保に直接的な責任を有するというふうにしております。小規模NFに対するガバナンス、相談対応等への支援が必要だということで、NFのいろいろな規模もありますし、大きさが何しろいろいろ、ちっちゃい所では、なかなかガバナンスまで手が回らない、そういう所もあるかと思いますが、そのような統括団体がある程度、相談対応しながら支援をしていく必要があるだろうと、そして加盟団体に問題事案が発生した場合には、第一義的責任を有する当該団体の主体性を尊重しつつも、必要に応じて統括団体自らが調査等を行うべきだというふうに考えております。

JOCとJSPOの共通加盟団体に関しては、事務負担の軽減に配慮し、事務手続きの合理化等を図ることが必要だろうと。同じことを統括団体から聞かれるようなことがあるのであれば、一緒にやっていただくとか、お互いの手間暇、時間を省いてもらえることが必要なんではないかと思っています。そして、われわれを含めた国、JOCの役割ということで、まとめさせていただきました。インテグリティ確保のための環境整備に、われわれは、例えばスポーツ団体が順守すべきガバナンス確保に関する原則、規範を策定、提示する方向で、今、検討をしております。ガバナンスコードと言われますけどね。それから競技団体等に対する支援を行う立場。例えば、コンプライアンス状況に関するモニタリング、助言、コンプライアンス協力に必要な教材等も提供。これらに共通した部分になるかと思いますが、こういったところを、われわれは提供して参ります。

そしてアスリートの権利、利益の保護への支援。これは例えば、JSC 第三者相談窓口の対象を拡大する。こちらは、従来この相談窓口はあったんですね。ところが周知がまだまだということと、それから競技レベルのトップレベルしか相談できないということもあり、これからトップのレベルだけではなくて、もっと指定強化選手までとか、

少し範囲を広げていくような、そういう工夫も必要だろうというふうに思います。先ほど申し上げましたけれども、今年中にスポーツインテグリティ確保に関するスポーツ庁のプロジェクトチームでも検討されておりますので、そういった結果を公表する予定でございます。

私も、繰り返しになりますが、かつて皆さんと同じNFの立場にありました。ちょうど4年前の国際大会で、水泳選手は少し、お騒がせをすることがありまして、その大会ではですね、水泳チームが日本選手団の4分の1のメダルをですね、金メダルも獲得していたんですけども、そういう事案が発生しますと、どんなにメダルを取っても、

よろしくない話題に飛びつきやすいんですね。はっきり言うと、どんなに活躍しても、こういう話題で吹っ飛んでしまうということを経験しております。皆さんが普段から、この競技に対する強化をするとともに、スポーツマン、アスリートのしっかりとした言動でもって、健全性を持って正々堂々と戦う、こっちなどもですね、力を入れていただく必要があるのかなと思っております。

以上、私からの話でございます。今日、また実りある会議にさせていただきたいとこのように思います。ご清聴いただきました、ありがとうございました。

---

## インテグリティ確保のための仕組み作りに関するスポーツ庁からの説明

---

### 川合 現 (スポーツ庁)

---

皆さん、こんにちは。スポーツ庁の川合でございます。今、長官のお話にもありましたが、今後はどういう仕組みを作っていくのか、このインテグリティ確保のための仕組みを、どう作っていくのかということ、今検討している最中でございます。その参考にとということで、諸外国の情勢について簡単に1枚に、まとめてまいりましたので、ご説明させていただければと思います。

この見方なんですけど、まず大きい政策指針は、どの主体がしているのかということで、国と政府関係機関、統括団体ということで分類してきました。次に主体の欄に移りまして、認証主体ということで、団体に対する認証、基本的にいうとNFです。NFに対する認証を、諸外国が行っておりまして、その主体について国と政府関係機関、統括団体ということで分類しております。認証の対象は基本的にはNFというふうに、ご理解いただければと思います。

ガバナンスコード、先ほども長官のお話がありましたけれども、スポーツ団体が順守すべき原則や規範を示したものをガバナンスコードといいまして、全ての国が、そういう構えではないわけな

んですけど、それに類するものを含めまして、それが、あるかないかということ、丸バツで示しております。不認証の場合に、国の財政支援が得られるかどうかということについて印をしております。まず、ここにもキャッチフレーズを書いておりますけど、ちょっと古いんですが、平成24年に当時の文部科学省が調べた資料。あと今回われわれが聞き取りをした資料などに従って整理してみました。

まず、日本を除きましてイギリスを見ますと、基本的な政策はスポーツに関する統一基準というもので審査をしていると。認定機関はUK認定会議という所が、やっている。ガバナンスコードというものを2016年に定めておりまして、これにのっとっていると。イギリスの場合は、中央競技団体以外の団体もこのガバナンスコードにのっとって審査をして、そういう審査を受けた所に財政的支援をしているという仕組みを取っているというふうにご理解してください。

フランスの場合ですと、かっこ書きになっておりますのは、定期的な認証は行われていないというものでして、フランスの場合、根拠が法律レベ

ルでありまして、認証主体は国がやっているということで、ガバナンスコードはないというふうに理解してください。ドイツの場合は、統括団体が主体となって団体認証を行っているという。定期的な認証は行われていない。アメリカの場合ですと、連邦法議員、USOCの根拠法がございまして、USOCという統括団体が各NFを認証しているということでございます。年に1回、ガバナンスについての自己宣誓をさせまして、ガバナンス確保を掲げているというのがアメリカでございます。

オーストラリアは、政府関係機関が根拠、政策の指針を示してまして、政府関係機関が認証を行っております。で、ガバナンスコードを定めているという体系になっています。カナダの場合は、国自らが認定要件を定めて、スポーツカナダという機関が認定を行っているということで、ガバナンスコードを定めています。比較しますとですね、フランスとかカナダが国の関与が強いと、ガバナンスの面に関してですね、という大きな見方ができるのではないかと思います。

アメリカの場合は、根拠法は確かに連邦法なんですけど、一番下の財政支援のところ、小さい字で書いてありますけれども、USOCは連邦政府の財政的支援が入っていませんので、基本的には自立的にUSOCが主体となってガバナンスを確保しているという特色があるというふうに線引きと思います。

最後に日本の現状を見ますと、まず定期的な認証が行われてませんので、今のかっこ書きで記しております。統括団体が加盟規定に基づきまして具体的に、加盟規定にならないですね、ガバナンスの要素を受けて、ガバナンスの確保を図ろうとしていると。実際の認証主体は統括団体、まあ加盟審査の段階で行われてまして、ガバナンスコードは定めていないというのが、今の現状でございます。先ほど長官のご説明でもありましたが、議

連のPTのほう、そのさらにそこの有識者会議で今後どうするのかという議論が今、行われている最中でございまして。まだ、どうなるか分からないのですが、こういう全体像を参考にしながら、あと日本の今までの歴史的経緯ですとか、そういうものも踏まえて、どのような仕組みを作るのかというのが、今、議論なされているところです。

有識者会議のメンバーですとか、国会議員の先生がたの中にはですね、今までこういうスポーツの場合、性善説に立って、みんないい人がスポーツに携わっていると、ボランティア含めてですね。そういう性善説でやってきたところで、やはり不祥事が、このように多発的に起こりますとですね、そういう善意に頼った仕組みだと難しいんじゃないかという議論が一部ありまして、何らかの実効的な仕組みを設けるべきだという、そこは法律も含めて検討せよというような議論が今なされておりました。こういう諸外国の例も参考にしながら議論が進められているところでございます。

今の段階ではこういう諸外国の状況があるということ、ご参考上提示している形にとどめさせていただきますが、例えば、論点といたしますと、日本でも定期的な認証、例えばイギリスとかオーストラリアが行っているような定期的なものにするべきかどうかとか。あと、認証主体を誰にするべきか、そもそも、今加盟規定でやっていますけども、この加盟規定でやるのを引き継ぐべきだとか、そういう論点がございまして。あとガバナンスコード、これは今、政府のほうで作らなければいけないというふうに考えているところですけども、今、こういう議論が行われているということ、まだ議連で議論が行われているということもありまして、議論のご紹介にとどめさせていただきますが、それらの背景があるということをご紹介させていただければと思います。ご清聴ありがとうございました。



---

## 平成29年度の成果(報告書・コンプライアンス強化ガイドライン等)報告

---

松本 泰介 (早稲田大学スポーツ科学学術院准教授／弁護士)

---

皆さま、こんにちは。本日は、今まで鈴木長官、それから川合さんのお話をいただいておりますけれども、平成29年度、昨年度ですね、このスポーツ界のコンプライアンス強化に向けて、どのような前提材料を調査しようかという中で、仲裁機構が事業を受託いたしまして、やらさせていただいた調査研究がございますので、これも後半の議論の前提として、皆さまに情報提供させていただくということがありまして、ご紹介させていただきたいというふうに思っております。

昨年度の調査結果でございますけれども、スポーツ界のコンプライアンス強化事業を、幾つかの団体が受託しまして、仲裁機構でもそのうちの一つを受託させていただきましたけれども、仲裁機構に与えられた使命はコンプライアンスの現状を評価してくれということが一つの課題でございました。やはりコンプライアンスの問題というのはですね、もちろん昨年度の頃から、いろいろな社会的な批判を受けているというところでもございましたけれども、どのような対策をとるにしても、まずは現状を踏まえないといけないということで、仲裁機構のほうですね、その調査のご依頼がございました。

仲裁機構としても本業はスポーツ仲裁の、仲裁、調停事業というものがございますので、それ以外の事業ということですから、外部の委員会を設営して、その委員会で調査を行うということがございましたので、大学教授でありますとか、あるいは弁護士、20名ほど集めまして、このコンプライアンスの現状評価というものを取り組んでいくということをやらさせていただきました。

成果としては、報告書はスポーツ庁に提出させていただいておりますし、特に現状を評価するという話になると、どのような基準で評価をするのかということが一番の問題になってきますので、そういう観点からスポーツ界におけるコンプライアンス評価ガイドラインというものを作らせていただいて、これに基づくチェックをするという

ことで現状評価を行うというようなことを、取り組みさせていただいたということになります。

一番最初に機構長のほうから紹介がありましたけれども、スポーツ仲裁機構ではですね、以前より、例えばガバナンス強化に関するガイドラインであるとかいうものの受託みたいなことをずっとやらさせていただいております。日本のスポーツ界において、ガバナンス強化や、こういったコンプライアンスの強化を図っていくのはですね、やはりNF、中央競技団体を中心にして、それぞれの強化を図っていくものだと。それに対して仲裁機構が、どのようなサポートをできるのか。それがガイドラインを作ることによって、例えばガバナンスの内容を明確化する。あるいはコンプライアンスの内容を明確にするということによって理解が進んでいき、それによってコンプライアンスの強化、ガバナンスの強化が図られていくというところを目指して、事業を企画してまいりましたので、昨年度の平成29年度ですね、そのような流れの中でスポーツ庁から受託をさせていただいて、取り組まさせていただいたというような経緯であります。

直接意見として、何をやったかというのは、報告書の概要をざっと見ていただくと、ご理解いただけるかなというふうに思います。昨今、コンプライアンスに関して、非常にいろいろな問題が起きてますので、トラブルの原因分析というものをですね、もちろん最初は取り組んだということにはなるんですけども、一方で、なかなかフォーカスされませんが、既にコンプライアンスに、相当程度取り組まれている団体さんもあります。やはりスポーツ団体というのは、長年の歴史的経緯の中で、いろいろな不祥事を過去にやられていた団体さんもある中で、そんな不祥事を乗り越えて、どのような取り組みをされてたのかというようなことを、実は重要どころだということで、そういうコンプライアンス強化の取り組みみたいなことを書かせていただいたということで

すね。

あとは日本のみならず、海外においても、その国際スポーツ団体もそうですし、いろんな団体で、いろんな不祥事が起きてるということは、別に日本だけで起こっている話ではございませんので、では、海外のスポーツ団体で、どのような取り組みがなされているのか。先ほど川合さんから、ご紹介いただきました認証制度というものや、例えばガバナンスコードみたいなものをですね、ボランティアなどところから、徐々にマニフェストみたいな義務的なコードに変わっていったというような世界的な流れも、あったりもしますけれども、そういう流れの調査みたいなこともさせていただきました。

また、スポーツ団体の認証制度ですが、やはり、どの国でも非常に重要なガバナンス強化、コンプライアンス強化も含めてですけれども、一つの中央競技団体をどのように巻き込んでいくかという中では、非常に重要なキーポイントとなる制度だったりしますので、そこを含めて調査研究させていただいたということでございます。これらを踏まえさせていただきますと、現状の日本のスポーツ界のコンプライアンス現状評価をさせていただいて、その上で今後こういったところに取り組むべきなのかということの調査をさせていただいたというのが、今年の経緯になります。

実はコンプライアンスということの話は、最近言葉としては非常にメジャーになっていますけれども、では、コンプライアンス強化として何に取り組むのかというのは、実は意外と難しい問題です。例えば、海外ではコンプライアンス強化に関して、こういうガイドラインみたいなものが当たり前のようにあるかといえば、意外とありません。理由はともかく取り組むことが当たり前過ぎて、そういうものを、あえて設ける必要もないというお話なのかもしれませんけれども。実は、こういうコンプライアンス強化に関するガイドラインみたいなものは、あんまりなくて、比較的、昨年、この調査研究させていただく中では、非常に、どのような指標を作るのがいいのかということ、かなり委員の中でも議論が出て悩ましい問題になりました。

その中で、既に日本で取り組んでいる団体さん

の意見、あるいは取り組みみたいなものを参考にさせていただきながら、取りあえず、こういう方向で目指すべきじゃないかというようなことを整理するところ、いささか最大公約数的なお話でもありますし、突飛な方法ではなく王道な方法ではありますけれども、こういう評価の二重モデルというか、評価モデルみたいなものを作って、これに倣っていくというようなことが一番重要じゃないかというような結論に至りまして、このような提示をさせていただくというお話になりました。このモデルの簡単なご説明をさせていただきますと。まず、やはりコンプライアンス強化にとって、実は一番大事なものは国でもなく統括団体でもなく、スポーツ団体、特に中央競技団体が重要であろうと。中央競技団体が何をしていくかということが、一番重要なエンジンになるだろうということ。その上で、何をやっていただくかということを考えていこうという話になりました。昨今のスポーツ界の不祥事を分析していくと、コンプライアンスというと、よく法令順守なんて訳を使われるんですけども、法令順守と言っても、実は単純な騒がれている法令だけではなかったりします。少し字が小さくて恐縮なんですけども、この真ん中にある一般法令違反というのは、本当にごく一部の事案であって、中には内部の規範ですね、中央競技団体の内部の規範違反みたいなものもありますし。最近、もっと大きな意味で言われているのは、社会規範の違反です。インテグリティということではないんですけども、大きい概念として、このスポーツ界の不祥事がどんどん、どんどん捉えられてきているなという話があります。

コンプライアンスというのも、単純にルールを守るというだけだと、人間能動的に、あんまりルールを守るということをやらない生き物だったりしますので、そういう意味では目的意識だとか、スポーツ界は、何を目指して行くんだらう、というところが非常にキーファクターになりますので、そういう意味で目的の部分ですね。目的を何に置かかみたいところもですね、しっかりと議論をして話を進めていったという形になります。やはり、先ほどからもお話ありましたが、スポーツというものの価値ですね。特に今は、この現代においてスポーツはどういう価値を持っているの

かという中では、やはりこのインテグリティというものを主眼に据えなければいけないだろうという議論の中で、私も対象にさせていただきました。あとは、やはりスポーツ団体が自ら取り組み、自ら律する、この自律と言う言葉を大事にしながらやっていくべきではないかとか。あるいは、それによって、土台が築かれることによって競技の普及発展、競技力の向上みたいなものが進んでいくのではないかというようなところを目的として、何をやっていくべきかというところの議論もあっていくと。この根本みたいなところが、常に重要だろうというようなところをですね、まず最初に位置付けをいたしました。

その上でですね、どこを強化していくかという話になると、特に中央競技団体というのはですね、まずはやはり組織ですので、組織の中でコンプライアンスというものを、どうやって取り組んでいくかということが、非常に重要なキーファクターであります。その中で、特にできていると思われる団体と、そうではない団体の、一番の違いというのは、コンプライアンス組織みたいなものが、きちんと整備されているのか、されていないのかという所が、まず一つ重要な段階だなあということは、ヒアリングの中で認識させていただきました。

コンプライアンス組織というのは、どういう組織かというところです。例えば、コンプライアンス委員会というような、コンプライアンスを専門にして推進する組織ですね。こういうものが、やはり、あるかないかというのは、組織を運営していく上で、その中でコンプライアンスを充実させていく上では非常に重要であるということですね。確かに日本のスポーツ団体は、ほとんどの団体が倫理委員会、あるいは処分を行う懲戒委員会みたいなものは存在しているんですけども、実は、常設されている団体ではなくてですね。どうしてもトラブルが発生したときだけ対応するような団体になってしまっている。そういう意味では、なかなか日頃からコンプライアンスの向上みたいなことに取り組める組織というのは、実はまだまだなかったりするという現状がありまして、やはりこういう点は重要だろうということですね。

あとは、われわれにも仲裁機構にも非常に関わ

る部分ですけども、司法機関ですね、懲罰制度や紛争解決制度の所ですね。実は、仲裁機構に上がってくる案件の中で、最近、懲戒処分事案でスポーツ団体の決定が取り消される事案が多くなっています。それは明らかに、この司法機関、懲罰制度というものがですね、非常に未熟な状況にあると。例えばですね、ちゃんと弁明の機会を与えずに処分をしてしまうであるとか、あるいは証拠に基づかずに処分をしてしまうだとかいうようなことがございましたので、このような点も重要なことになっていくだろうということではあります。

あと、内部通報制度や相談制度ですね。やはりトラブルというのは、そんなに簡単に表にはなってきませんので、やはり早い段階でトラブルを明らかにして、それを解消していくっていうことに、非常に重要なファクターになりますけども、その内部通報制度や相談窓口制度みたいなものが、どれくらいあるかというようなことをですね、大事なポイントかなということで、まずはこういう組織の整備みたいなところが、一つ重要ということですね。

一方で、こちらが組織のハード面の話であれば、こっちが組織のソフト面の話ですね。コンプライアンス教育自体というものが、どれくらいできているだろうというようなことを、一つの観点として見るということが大事かなということがございますので、教育としては、役職員向けの教育と、選手、指導者向けの教育と、二つのフェーズに分けて強化を図っていく必要があると思うというようなことで、指標を考えていくというような視点にさせていただいたということがございます。

これは先ほど申し上げましたけども、それほど、突飛なお話ではなくてですね、やはりコンプライアンスというものを、こういう組織の整備、あるいは、こういう教育の観点ということを、両者からやっていくということがやられて初めて、どんどん向上していくものだというのはですね、既にやられてる団体さんだから明らかかなところがございますので、こういうモデルを前提にさせていただいたということがございます。

それから、細かくなりますけども、この内容に従ってですね、例えば、このコンプライアンス強

化の中の組織整備の基準としてですね、全部で26項目ですね、コンプライアンス推進組織としては6項目。司法機関としては全部で18項目ですか。それから危機管理、不祥事体制として2項目というものを作らせていただきました。あとコンプライアンス強化のための教育としては全10項目ですね、役職向け、選手、指導者向け、それぞれ5項目というものをガイドラインとして作らせていただきました。あと全般として、やはり、どちらにも関わるといえるものもございまして、4項目。全部で40項目のガイドラインみたいなものを作らせていただいて、このガイドラインの指標に沿ってですね、日本のスポーツ団体というものの現状を評価していくということで、やらせていただきました。

評価の仕方というのはですね、もちろん外部の第三者が、それぞれ全部チェックをするというやり方もあるんですけども、なかなか単年度の事業で、相当時間がないということもございまして、あとは、やはりコンプライアンスというものが、自分たちで問題点を認識して、自分たちで改善していくものだというものもございまして。まあ仲裁機構は、以前のガバナンスの強化とってセルフチェックというのを、今やっていただいた上で取り組みを考えていただくということをやらせていただいています。で、中央競技団体、オリンピック委員会加盟、それから現在のスポーツ協会ですね、29年度は体育協会でしたけども、日本体育協会の加盟団体、それから日本障がい者スポーツ協会の加盟団体という中で、全156加盟団体にこのセルフチェックをお願いしまして、返ってきた団体、全部で90団体ぐらいでしたね。60パーセントぐらい回答率がございましたので、その中で、セルフチェックの結果として、こういう数値が出てきたということがあります。

セルフチェックというのはですね、厳密にしても、なかなか難しいところがあるので、『できている、ほぼできている、あまりできていない、できていない』という4段階の中でですね、どのような現状認識をされてますでしょうかというような4段階の中で、うち『できている、ほぼできている』の割合みたいなものを抽出するということによって現状を評価するというのを、やらせて

いただきました。

あまり数字が一人歩きしてほしくないなあという思いもあるんですけども、現状としてはですね、全般のガイドラインの部分に関しては、JOC一体の関係では、これくらいかな、JPSA これくらいかなというようなことが出てまして。やっぱり組織基盤の整備という話になってくるとですね、JOC一体の加盟団体であれば、ある程度進むという話がありますけれども、やはりJPSAの中には非常に小規模な団体もございまして、こういう数字になっているなというところですね。

やはり教育の中では、比較的まだ組織整備なんかには上のパーセンテージが出ますので、最近不祥事が起こって、いろいろな団体でも教育みたいなことはですね、より積極的に取り組まれている団体が増えていると思いますので、それに沿ったような内容になっているなというところがございました。

それから、コンプライアンス強化のための組織整備、組織基盤整備の点ですね。先ほど申し上げましたような報告の中で、どのくらいの割合が出ているかというのがこれから数字になっていくということですね。やはりコンプライアンス推進組織というものを、どれくらい整備できてるでしょうかという話の中では、JOC加盟の団体の中では、これ6割、7割ぐらいの数値。JPSAの団体では5割強ぐらいの数値という話になっていますので、こういう数値がですね、もう少し伸びてくるという話になると、どの団体でもコンプライアンス向上に向けて取り組んでるという話が出てくるのかなという話がございます。

それに比べて、やはり司法機関の中で懲罰制度ですね。懲罰制度の部分に関しては、やはり少し割合が落ちてきたりもしますので、そういう意味では、現在仲裁機構に上がってくる事案で、取り消されるみたいな話が出てくるというのも少しうなずけるところかなということが、あつたりします。全般としては、それほど悪くない数字が出たのかなというふうには思っています。ただ、これが100パーセントであるというよりは、これがやはり、7割、8割ぐらいの数値になっていくということが見えていくと、少なくとも起きている不祥事を、それに左右、一喜一憂することではな

くてですね、日本のスポーツ界の中で、やはりコンプライアンスというのが、どんどん取り組まれているなということになっていくということの証しには、なるかなというふうに思っています。

また一方で、危機管理体制ですとか不祥事対応体制みたいな所をですね、これはやはり、まだまだ、余裕が回らないところかなというふうに思います。危機管理マニュアルを作れと言うのは簡単なんですけども、そんなに簡単に作れるものではないです。やはりスポーツ界、非常に社会的に、色々な所から、ご批判を受けますけれども、考慮しなければいけない要素もたくさんございますので、その中ではまだまだ、この辺までは手が回っていないなという印象があるというところですね。

あとは、教育のほうですけれども、選手、指導者向けの教育のほうに関してはですね、ここ7割、8割ぐらいの数値が出てきてますので、かなり一生懸命やられてるなという印象があります。オリンピックの強化選手に関してはですね、全員に対してですね、こういう研修で、やられてるというお話は、もう既にお聞きしていますし、各競技団体の中でのメイン委員会での選手、本当に集まる

場ですね、いろんな選手会みたいなことがなされているという話は聞かれているというところがあります。

それに比べるとですね、一方で団体の役職員向けの研修に関してはですね、少しわれわれに表れてない数値という話になっていきますので、やはり、こういう点も選手、指導者向けの研修に比べると、まだまだ少ないパーセンテージかなというところはございます。以上が昨年度、日本仲裁スポーツ機構で受託させていただきまして、日本のスポーツ界の中央競技団体ですね、コンプライアンス強化の現状は、どのような状況であるかというようなことを調査させていただいた結果ということにはなります。

これを踏まえていただいて、今年平成30年度の事業、あるいは、これからのコンプライアンス強化に向けて、どのような点を取り組んでいくべきかというようなところをですね、今回のシンポジウムが一番大事な所となっておりますので、その点に関しては後半のパネルディスカッションに委ねさせていただきたいなというふうに思います。それでは、私からの話は以上であります。ご清聴ありがとうございました。

---

## パネルディスカッション

### 【平成29年度の成果(報告書・コンプライアンス強化ガイドライン等)報告】

---

コーディネーター：伊東 卓(JSAA 理事・新四谷法律事務所／弁護士)

パネリスト：平岡 英介((公財)日本オリンピック委員会 副会長兼専務理事)

森岡 裕策((公財)日本スポーツ協会 常務理事)

山田 登志夫((公財)日本障がい者スポーツ協会 常務理事)

---

伊東 それでは、早速始めさせていただきたいと思います。本日のテーマは、『今、中央競技団体が取り組むべきコンプライアンス体制の構築・インテグリティ保護のための～課題スポーツのインテグリティ保護に向けた各統括団体の取り組み～』ということになっております。本日は、日本のスポーツ団体の統括団体として三つの団体、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会、それから

日本障がい者スポーツ協会の方にお集まりいただきました。

まず、本日のテーマでございます、スポーツのインテグリティ保護に向けた、各団体、統括団体の取り組みについて、それぞれ10分程度で、各団体からのご報告をいただきたいと考えております。

平岡英介((公財)日本オリンピック委員会 副会長兼専務理事)

平岡 日本オリンピック委員会、JOCの平岡でございます。JOCとして、このスポーツのインテグリティ保護、現在の取り組んでいる状況、これをご説明したいと思います。先ほどの鈴木長官の話にありました通り、インテグリティというのは非常に広い範囲を示しています。ガバナンスであり、コンプライアンスであり、全てを含んだものが高潔性、スポーツの素晴らしさ、魅力、それをしっかりと守っていくのだという考えで進めております。

まず、JOCの使命、役割、活動、これはもう皆さんも大体、概念的にはお分かりだと思いますが、JOCは一昨年JOCの将来構想というのをチームで立ち上げまして、方向性をつくりました。使命としては、全ての人々にスポーツへの参加を促し、健全な精神、肉体、そういう人間を育てる。それから、オリンピックのムーブメントと言っていますが、オリンピック憲章に基づく、オリンピズムの普及、発展、世界平和の日、これこそがJOCの理想であり、使命であるという考え方を持っております。

それを具体的にするための役割として、大きくは三つですね。アスリートの育成、強化、国際総合競技大会への派遣、招致、国際化の推進、それから先ほど申し上げました、オリンピズムの普及、推進、これらが、大きな三つの役割であると。それを具体的に活動するのが、その下に五つ書かせていただきました、選手強化、アスリート支援、オリンピック・ムーブメントの推進、国際連携、自律、自立、自ら律して自ら立つという意味での自律、自立でございます。

そういう中で、アスリートファースト、これがJOCの何といても一番の基本原則であるというぐらいに考えております。アスリートが十分に活動できる、力を発揮できるというのを考えていきたい。そのための主なJOCのインテグリティ保護活動は、どういうものであるかという、1番から4番があるのですが、JOCのインテグリティの教育事業をやっております。2番目としてNF総合支援センター事業、3番目として通報相談窓口、4番目として加盟団体規定の改定による指導および

助言という形になっております。

具体的にこの四つを簡単に申し上げます。JOCのインテグリティ教育事業、どのようなことを行っているのかということになります。本年度(平成30年度)のプログラム内容を申し上げますと、まず1番目が選手向けです。JOCは、強化指定選手、これが約3000名、各NFからのご推薦をいただいて強化指定をしております。その選手向けの基礎研修プログラム、講師派遣とかオンラインを含めて、選手向けの研修教育を行っております。2番目が指導者向けですね。最近、パワハラですとかセクハラですとか、そういう指導者、コーチにおける不祥事も発生しております。指導者のインテグリティを向上させなければいけないということで、JOCとしては現在、ナショナルコーチ、専任コーチなど、さまざまな制度を作っておりますが、そういう方々にお集まりいただいて、指導者向けの教育を新たに行い、しっかりと進めていこうということです。アスリートだけ教育を行うのではなくて、指導者、コーチも含めてインテグリティ教育が必要であるという考え方があります。3番目がジュニア選手向けです。これは、講師を派遣したプログラムなどを考えております。4番目がNF向けの運営体制、これを新たに考えていこうというわけです。

もう少し具体的にご説明しますと、1番目の選手向けの教育プログラム。これはアスリートのインテグリティに特化した教育プログラムを提供しております。現在、JOCでは人間力なくして競技力の向上なしというものをスローガンとしております。人間力イコール、インテグリティの高潔さ、それを求めるということで、資質を高めるためのインテグリティ教育ということです。それから、自らの価値を守るというためのコンプライアンス教育です。ここにも小さく書いてありますが、セクハラ、パワハラ、差別、八百長、賭博等々、いわゆるコンプライアンスですね。3番目が、自らの価値を守るためのリスクマネジメント教育。いわゆる危機管理をしっかりとしていこう、ということで、反社会的勢力との接点をなくすとか、交通事故、飲酒問題、喫煙問題、極端に言うと大麻問題も、不祥事として起きたりしたことがあります。この三つの点をアスリートのインテグリティに特

化したプログラムということです。

次が、この平成30年度から新規に実施を始めました、指導者向けのプログラムでございます。指導者により速く、より広く情報を届けていかなければいけないだろうと。指導者の皆さんにも、いろんな機会教育といえますか、お願い事を含めて、やっておりますが、それをしっかり体系的にやろうということで、ナショナルコーチ等へ向けたプログラム。ナショナルコーチ、専任コーチを対象にして、日本を代表する指導者の、在るべき姿、これを考えていこうというプログラムでございます。また、研修プログラムとして、JOC強化スタッフ以外を含めて、NFの指導者全般に向けた教育プログラム、これを用意して各NFの皆さん方が主催する指導者研修に講師を派遣して、そこでも教育をしていきたい。それから、なかなか集まる機会がない、時間がない、海外遠征をしているというような場合も多くございますので、オンライン研修っていうものが、これもオンラインでしっかり研修をできるような姿勢を取っております。右側の下、強化指定選手があり、その周りにナショナルコーチがいて、その周りに強化スタッフがいるということで、この全員がインテグリティに対する、しっかりした考え方を持っていかなければいけないと考えております。

それから、NF向けのプログラムでございますが、これが、今年度からの新規の実施ということで、いわゆる、不祥事の3段階ありますね。アスリート自身が起こした不祥事、監督、コーチが起こしたパワハラ等の不祥事、それから、今回、幾つか問題が出ましたけれども、主要競技団体自身の、ガバナンスの問題での不祥事。従って、NF向けのプログラム、運営体制をしっかりとしてもらうということが必要だということで、JOCとNFのインテグリティ教育推進支援という形にしよう。JOC、NFインテグリティ教育勉強会をしっかりとやっていこうということで、PDCAで、知識、経験、それをJOC、NFの一体となって一丸となってやっとう。われわれは、NFを管理、監督、チェックするという意味ではなくて、NFを信用するんだと。NFと一丸となってインテグリティ教育を進めていこう、NFのレベルを上げようということを考えております。

それから、3年前から設置したNF総合支援センター。おかげさまで、各NFさん方と密接にコンタクトをさせていただいております。大きくは2点。会計業務支援、もう1点はガバナンス構築支援。今までは、不適切経理があったものですから、それを二度と起こしてはいけないということで、監査法人による会計教育支援、これをメインとして進めさせていただいております。これからは、この右側のガバナンス構築の支援、これにもっと力を入れてこうということで、全般的な統制とか管理体の運営、業務運営の方法、予算計画や情報公開、危機管理、こういうものをNFの皆さん方に、いろいろ支援をさせていただくと。いろんな、ひな型を提供する、あるいは助言をさせていただくということを考えております。

それから、相談窓口ですね。これも、もう既に6年ぐらいたちます。これは、弁護士事務所に置いて、JOCの事務所ではありません。やはり、利用者の秘密保持、匿名を希望する方もいらっしゃいます。自分がコーチのことを言ったり、あるいは、ライバルである選手のことを言ったりするわけですので、その秘密を守るということで、弁護士の事務所に窓口を置いております。利用対象者は、われわれJOCが認定しております、強化指定選手、それから、強化スタッフ、それから、加盟団体の役職員、そういう方々を対象としております。従って、ジュニアですとか、そういう方々は、これには対象となっております。パワハラ、セクハラ、法令順守、あるいは選手の選考、そういうことで幾つか相談事があります。

それから、最後になりますが、加盟団体規定の改定ということで、主な改定点としては、NFの義務を明文化したというぐらいで。JOCとして監督指導を明文化している。その他としては、加盟団体を正加盟、準加盟、承認団体の3区分。加盟団体の要件に、経理的基礎および技術的能力、これをしっかり入れたということで改定させていただきました。細かくは、こういうような形で、特に、加盟団体、地方局団体のガバナンスインテグリティを向上させるという意味で、加盟団体の義務というのを明確にしようということで、今まであった、第9条を何点か改善させていただきました。

まず、①として、ガバナンスを確立。適正に業務を実行するというのが、各業務団体に第1番目に求められるものである。その内容として、②から⑩まで書かせていただいています。これは、JOCのホームページに加盟団体規定の規定集がございますので、その第9条をご覧ください分かりますと思います。

それから、加盟団体規定のほうの改定というものの中に、今までは、JOCが、何かあったら助言させていただくということでありましたが、これからは必要な指導、あるいは助言、これをしっかりと進めていくということの内容として改定をさせていただいております。これは、もう幾つかの不祥事に指導や勧告をさせていただきます。いわゆる、単に処分をすれば、そういう不祥事なくなるということはありません。しっかりと教育、研修をする、意識を高める、そして一緒になって指導をしながら、一丸となってレベルを上げていくということで、現在JOCとしてのインテグリティの取り組みとさせていただきます。以上です。

#### 森岡裕策((公財)日本スポーツ協会 常務理事)

森岡 日本スポーツ協会の森岡でございます。よろしく申し上げます。本日は、ここに書いてありますように、インテグリティ。長官のほうにも、かなりインテグリティっていうのは射程が広いというふうなお話もありましたように、一つは、大前提として、スポーツ団体の実質的、自律的な取り組みが重要だというふうなお話もありましたし、統括団体については、自らの役割と責任を再認識すべきだというようなこと。また、主体的に改革、改善に着手すべきであるという。先ほど、長官からもお話ありましたが、われわれ、射程が広いのですけども、この島。大きく言って、暴力相談等窓口のことで、今、平岡さんも言いましたけども、加盟団体の規定を見直しているというふうなことで、来年3月に見直す予定ではあるのですけども。それと、指導者の問題というふうなことで、ざっくりこの辺のところをお話しさせていただこうというふうに思います。

これちょっと細かくて恐縮でありますけども。われわれ、日本スポーツ協会のインテグリティの関する取り組みの概要というふうなことで、大き

く三つあります。一つは活動、こういうふうな活動を行っておりますというようなこと。左下の所にある、体制、組織の整備ということ。右のほうに規定の整備というふうに、大きく分けられますが、われわれとしましては、皆さんご存じのように、約19万人、スポーツ少年団も合わせて19万人の公認スポーツ指導者というのを抱えております。その中の、ちょっと赤字で見にくいのですけども、モデル・コア・カリキュラム。来年4月以降に、大きく中身を、カリキュラムを変えていく。それは後ほど、お話ししますけども、そういったことと、左下の所には、スポーツにおける暴力行為等相談窓口というの、お話しさせていただこうというふうに思います。

暴力行為等相談窓口の説明、経緯でありますけれども。この一番左が2013年1月6日ということで、当時最も、皆さん、多分、記憶にあると思いますけども。高校の部活の問題、あるいは、ナショナルチームにおける暴力行為というのが設置のきっかけになって、今は、5年たった今もまだまだ、そういった暴力行為がなくなっていないというふうなことから、2013年の4月25日に暴力行為を根絶しなきゃいけないというのをやったということで、もちろんJOCさん、日障協さんはじめ、中体連、高体連、この5者が集まって、声明。ここで宣言したというふうなことで。大きくこれが変わるであろう、われわれは、そう期待していたところです。

これが、ちょっと細かいのですけど、われわれの所。これがJSCもJOCも、あるいは各NFでも、窓口というものは設けていまして、JSCのほうはトップレベルの所。JOCさんが仰っていたように、約3000人の強化指定選手。われわれ、これももう氷山の一角だと思っておりますけれども、その19万人の指導者を抱える、いわゆるグラスルーツの、スポーツの所の相談窓口だということで、2014年11月から18年の9月まで約4年間で、282件。300件の相談が寄せられています。月平均でいくと、約10件ということ。これも、まだまだ氷山の一角でありまして、相談に来るといって、これだけの件数だというふうなことです。

これは、相談者の内訳というふうなことで、本人が23パーセント、保護者で56パーセント、い



うふうなことで、これでほぼ、大体を占めているというふうなこと。暴力等の当事者の内訳ですけれども、やはり、指導者。先ほど言いました、公認の指導者、あるいは少年団の指導者、あるいはクラブ関係者、部活動も含めて、約7割ぐらい。6割ぐらいが暴力行為を行っているというふうな内訳になっています。

これは、被害者の区分の内訳ということで、われわれグラスルーツのスポーツを扱っている手前、当然の結果と言えば当然の結果なのですけれども。小中学生で約66パーセントということで。高校生も入れると約80パーセント弱ということで、ご高齢の方も被害者になって相談が来るのですけれども、やはり、組織の性格上、こういった小中学生で6割、7割ぐらいを占めているということです。

右のほうは、暴力行為の具体的内容。暴力、暴言、セクハラ、パワハラと。パワハラ、暴力、暴言をずっと書いてありますけれども、具体例としては、練習や試合に参加させない、いうふうなことをここにカウントしていますけれども、こういった内容が、われわれの所に寄せられているというふうな、これが現状でございます。

これが、大きく2番目の、加盟団体の規定を今現在、見直している、いうふうなことで。今年の5月に、加盟の在り方に関しての提言というのを取りまとめて、この不祥事が頻発している中で、われわれとしても実質的、自律的に改善、改革していこうというふうなことから、こういった規定を見直していこうというふうなことになって、現在、具体的な規定、条文等々を、変更をして改定をして、来年の3月に、これを固めていこうというふうなことでございます。

(1)から、(5)までありますが、一つ、一番上は、正加盟。これは、今まで全てが、加盟するのは全て正加盟から加盟していたのですが、それを準加盟団体として活動実績を見させていただいて正加盟となっていたらこう、いうふうなこと。

2番目は、除名条件の見直し。これ、新聞に報道された所も、あるのですけれども、競技団体、いわゆる加盟団体といっても、われわれ、いわゆる、NFが59団体、BF、都道府県の体育協会が47団体、関係スポーツ団体7ということで、113団体が加盟しています。プラス準加盟が4団体という

ことですので、この113団体のうちの、NF59については、いわゆる公益法人を取っていただくように促していこう、というのが2番目。

3番目が、先ほど平岡さんのほうもありましたように、義務と権限を明示していくということで、この中に先ほどから言ったような、松本先生からご発表ありましたが、スポーツインテグリティの項目を強化していく、いうことで、平成、このスポーツ仲裁機構が作られた平成26年の、NF組織運営におけるフェアプレーガイドラインで、先ほど松本先生から、ご紹介いただいた平成29年度の40項目にわたる、スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラインに、われわれ沿った形で加盟団体としての順守事項を現在、整備しつつあること、これが3番目です。

4番目は、これもちょっと出ましたが、加盟後の申請ということで、今までは、1回加盟してれば、ずっと加盟してたのですけれども、これを4年ごとに加盟の有効期限を設定し、順守事項の履行状況に基づいて、いわゆる更新手続きを実施していこう、というのが4番目。

最後、5番目ですけれども、これは、統括団体、われわれ統括団体としての実現、改善ということで、監督の在り方という、検査、指導助言、調査というふうなことで、われわれは、そういったこともより、迅速に、かつ明確にやっていこうというふうなことで見直しをかけているところです。これが、われわれの加盟の更新制を検討するというようなことと、もう一つは4年ごとの定期的な検査を行っていく、いうふうなことが見直された部分であるということです。

大きな二つ目。公認スポーツ指導者、これ19万人いますが、この指導者への研修、あるいは教育いうふうなことで、これも、かつてから、できておりまして、こういったスポーツの意義、あるいは価値を、内容を増強しつつ、スポーツと法というふうなこととか、指導者の役割とは何だというふうなことから、これまで口酸っぱく、やってきているところなんです。

それと、ちょっと古いですが、「指導者のためのスポーツジャーナル」という雑誌の中には、公認スポーツ指導者に対して、体罰の根絶を訴えるというふうな特集を組んで、皆さんに情報提供

しています。また、倫理のいわゆるインテグリティに関するガイドラインということで、中身については、ここに書いてあるようなことを指導者の皆さま方には継続的に行ってきたということ。実際、ガイドラインを知って研修会において啓発を行ってフェアプレー精神、あるいは、倫理、あるいは暴力根絶、コーチングスキルというふうなものと、コミュニケーションスキルということをやって。一番最近では、会長メッセージということで、なかなかなくなならない、この現状の中で、最後は会長が出していこうというようなことで、7月18日に、指導者の方、プレーヤーの皆さん、アントラージュ、指導者を取り巻く方々、スポーツ団体、NFの皆さんへというふうなことで、ここに書いてある、スポーツを愛する全ての人へというメッセージを発出しているということです。

最後です。これ、ちょっと細かいのですが、いわゆる、指導者の一連の指針っていうふうなことで、スポーツの価値を向上させる。先ほど、平岡副会長の話にもありましたけど、人間力。これまでは、指導者に教えるカリキュラムの中身については、知識とか技能、スポーツの知識とか、あるいは技能を中心にやってきましたが、今後、来年の4月以降、いわゆるモデル・コア・カリキュラムというのを作って、いわゆる、思考判断、態度、行動という、いわゆる人間力に重きを置いたカリキュラムに大きく変更していく。きょうは、その話の具体的な話は、なかなか難しいのですが。時間が無いのですが、こういったことを2019年4月以降、全ての公認スポーツ指導者に対して、共通科目にモデル・コア・カリキュラムを導入してく。今後、全国の体育系大学、学長、学部長加盟の大学、あるいは、教員養成技能大学等々、教員の現職、中体連、高体連、いうふうな、ありとあらゆる、わが国のスポーツ界と呼ばれる一番広いところの範囲に向けて、このモデル・コア・カリキュラムを発信していくというふうなことで。何とか、このインテグリティを確保したい、いうふうな思いで、これは来年度からスタートさせるというふうなところがあります。以上です。

## 山田登志夫((公財)日本障がい者スポーツ協会 常務理事)

山田 日本障がい者スポーツ協会の常務の山田です。よろしくお願ひします。当協会のまず、紹介をさせていただきたいと思ひます。ご承知のように、当協会は、53年前の東京パラリンピックの翌年に設立されまして、約53年経過しているわけですが、これ、日本の障害者のスポーツということで、全国障害者スポーツ大会などを通じて、どんどん広がってきております。

JPSAの登録の競技団体というのは79団体ございまして、その中にパラリンピックの、加盟団体というのは約50あります。その中で、その50の中には、例えば聴覚障害のスポーツなんかも入っておりますので、その中で、さらにパラリンピックの夏、冬対象競技の団体というのは31団体になっております。このような団体の中で、障害者スポーツの競技団体というのは、歴史もまだ浅くて、特徴としましては、例えばサッカーの競技にしましても、その障害の区分に応じて、例えば知的障害の方のサッカー、視覚障害者のサッカー、聴覚障害者のサッカーということで、同じサッカーでも七つほど競技団体があります。ただ会員数はすごく少なく、健常者の団体に比べますと、本当に小粒な団体が多いわけございまして、1000以上の団体がわずかしかなかった、五つぐらいしかございせん。100以下が24パーセント、200以下が約40パーセントという、そういう小規模の団体を扱っているということが特徴ございまして。

それから、目的ですけれども、健常者のスポーツの目的と若干重なるところもありますが、下に書いてありますように、障害者スポーツの振興を図って、障害者の福祉の増進に寄与するというのが最終的な目的ございまして。ビジョンとして、2011年に掲げておりますが、二つの柱で、一つは障害者スポーツの普及拡大、そして、競技力向上。これらの好循環で活力ある共生社会をつくっていくというビジョンございまして。

二つ目ですが、当協会のインテグリティに関する取り組みということで、まだ歴史も浅くて成熟していない団体も多いわけですが、まず一つ目としては、競技団体を集めた会議において、いろいろなインテグリティの関係する、コンプラとかガイ

ドラインのことを教育したり、あるいは、そういうことは、例えば、2016年に違法賭博事件があったようなときに、有識者に発出通信を出したり、指導していると、こういったので今、指導しているのが一つ。それから、二つ目といたしまして、通報相談窓口っていうのを2016年に作りまして、これ詳細とか後で説明いたしますけれども。そういった相談制度でかなり、いろんな苦情、あるいは訴えを処理しているというのがあります。三つ目としまして、各種研修会の実施と。これは非常に、実は大きな効果を出しているというふうに取り組んでいるところの現状でございます。

質疑応答の所を見ていただきますが、特に、その通報相談窓口の取り組み状況ですけれども、2016年に設置したときは、まだわずか4件だったんですが、2017年に14件に増えて、今年は上半期だけで17件ということで、もう急激に相談が増えてきております。一番下の所ですけれども、その相談者っていうのは、選手、関係者、その他というふうに分かれております。特に、知的障害の方なんかは、親が必ず、保護者がいろんな所に出てきますので、そういう関係者、保護者等の訴えも中にはございます。

主な相談内容といたしまして、2番目の所にありますように、会計経理の取り扱い、組織体制の不満、選手選考への疑義、ハラスメントと、こういった相談が多いと。それから、発生の要因ですけれども、組織基盤の脆弱性が非常に当たる理由としてあります。それから、コミュニケーション不足、理事長に強化ジュニアの権限が集中している、あるいは、同一ポストの在任期間が長い、検定プロセスが不明確と。あるいは、団体の閉塞性と。こういったものが主な発生要因になっています。

三つ目ですね。各種研修会の実施という所ですが、先ほど言いましたように、法人がまだできてから短期間という部分もありますので、まず、法人格の団体を取らせて、基盤を整備していく、体制を整備していこうという取り組みを2015年から都等の助成をいただきまして、やりました。それに合わせまして、ガバナンス、コンプライアンスの研修をやりました。これについては、もうちょっと後で説明をいたします。次の所で説明しますが、ガバナンス、コンプライアンスの研修会につきま

して、2015年に法人化の研修をやって、法人化の研修の結果、ここにありますように、2014年には登録団体61だったのですが、法人格を持っている団体は28で、約45パーセントでした。それが先ほど言いました、法人化の研修を行ったことによって、28年に、団体も増えましたけど、79団体で約83パーセント、66の団体が法人を持っておりまして。下の米印に書いてありますように、パラリンピック委員会に加盟している団体の中で、法人格を取っていないのは一つだけという形に今、なっております。

それで、そのように法人化の研修で非常に効果を上げたということと、それから、二つ目に2番目の2016年にあります、運営等研修。ここで、普通団体は非常に団体の運営がまだ不慣れなところもありましたので、団体運営の基礎的な勉強、会計処理の基礎的な勉強っていうところを最初の年にやりまして、その次の年には、さらにそれよりも実務的な研修。そして、紛争解決のこと、あるいはサイバーセキュリティー、反社会的勢力。これらについては警視庁から来ていただきまして、警視庁から直々に研修を各団体にやったというところでもあります。今年も個別支援に合わせまして、今のところ、ここに書いてありますように、会計経理から見る健全な団体運営、透明性と説明責任、それから、スポーツ組織のソーシャルメディア対応、要するに、メディアの対応なんかも不慣れなところがありますので、そういった形で研修をしております。

前に戻りまして、その他にやっている研修といたしましては、アンチドーピングの研修というのを前の2016年に、うちが主催しまして1回、各NFで35回、去年もうちとJADAの共催で1回、NFが自らやっているのも38回。こういったアンチドーピングの研修をやっています。それから新人のアスリート研修というのも、2017年から始めておりますが、年に3回ほど行っております。今年も3回やっていますが、その中でコンプライアンス、ガバナンス、インテグリティのことを新しいアスリートに教育をしていると。こういったことでございます。

今、JPSAとして、コンプライアンス、ガバナンスの、あるいはインテグリティの各運営、取り

組みをしているんですが、今、今後の課題としてわれわれが認識していますのは、先ほどの森岡さんのほうから話がありました、やはり協会の登録、あるいはJPCの加盟登録の、規定の整理と。これをもう少し、きちんとしてかなきゃいけない。この中にいろいろなコンプライアンスのことも触れていかなきゃいけないのかなと考えております。

それから、二つ目は、先ほど言いました、相談窓口体制が、どんどんと相談が増えてきますので、これをしっかりとした体制をつくっていかなきゃいけないなど。現状は、うちの協会の一つは対応しておりますが、もう一つは弁護士事務所に相談窓口と、2本窓口を持っているのですが、ほとんどが、うちの協会に来る件数がほとんどです。もう少し依頼量を、弁護士事務所を活用した体制を組んでいかなきゃいけないかなと考えております。

それから三つ目が、近づいてきました東京パラリンピックの、出場選手の選手選考、これの透明性をどのようにして確保していくかというところが、現時点の課題の一つです。

それから、最後に四つ目ですが、2020年の大会後、競技団体が現在、パラリンピックサポートセンターに今、28の団体が、あそこの事務所を使っております。今も財団さんのご協力いただいております。2020年が終わると、あそこは登録会員ということですので、その後また事務所を設けたり、あるいは、またこの体制をどのようにしていくかというのは、当協会の一番の今のところの課題の一つとなっております。

全体的な取り組みとしましては、先ほど二つの協会のほうからもありましたように、当協会もスポーツ界のインテグリティの大事さというのは認識しております。これから、いろんな方面で、さらにきちんと、やっていこうというふうに考えております。以上です。

**伊東** ご報告ありがとうございました。それでは、これより若干の時間ですが、討論に入りたいと思います。討論の後に質疑応答の時間を設けたいと思っております。

本日のテーマは、スポーツのインテグリティ保

護ということですが、統括団体としては既に、いろいろな取り組みを進めているということが、今、ご報告をいただいたとおりでございます。ただ、現実には、本当に残念なことではあるんですが、このところ、一部の競技団体、あるいは一部のアスリートにおいて、ガバナンス、コンプライアンスの欠如を伺わせるような事案が幾つか発生しているというのが現状かと思っております。

きょうは、スポーツ団体の中でも競技団体統括する団体といたしまして、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会の方に、ご登壇いただいております。インテグリティ保護に向けて、統括団体における現在の取り組みに、もうちょっと踏み込んで、お話しいただけるといふところがあれば、お話しいただくとして。どのような課題があるというふう感じておられるのか、それから、今後の進め方をどのように考えるかといった辺りのお話を少しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

前半と後半にちょっと分けさせていただいて、前半でコンプライアンス体制の整備ですね。それから、後半で研修の辺りについて、お話を伺えたらと思っております。いずれも、現状と課題という辺りで、現状については今、かなり詳しく、お話をいただきましたので、課題として感じているところを、お聞きしたいと思っております。

それでは、ガバナンス、インテグリティ、コンプライアンス体制の整備に関してというところに入りたいと思っております。こちらに関しては、四つぐらい今まで指摘された点で考えられるのではないかと考えています。まず、規定の整理、それから人材配置を含めた組織の整備。それから、調査や処分。団体が行う場合の制度の在り方。それから、内部通報。やっぱり、相談窓口だとかいったものを設置、運営をするといった問題。この辺りの問題、四つぐらいあったと思いますので、この辺りを少し伺っていききたいと思います。

まず、規定の整備の辺りをお伺いしてみたいと思っております。先ほどもご報告の中で、規定整備については、アンケート結果では3分の2程度は、できているというふうな回答があったかと思

ますけれども。実感として、どのように感じておられるかということ、ちょっとお聞きしてみたいと思います。日本オリンピック協会は、いかがでしょうか。

**平岡** はい。JOCはご存じのとおり、本当にオリンピックを目指すトップアスリート、そのレベルの、皆さん方との接点というのがここにあります。この中で、コンプライアンス、選手へのコンプライアンス教育、教育といいますか、教育をするための機会としての規定ですね。これの整備については、名称がいろいろ違いますけれども、各競技団体さんともそれぞれ、お持ちになっています。ただ、内容がそれぞれ多少異なるなど、先ほどの松本さんの話ですかね。コンプライアンス規定というような形で明確に、そこまで、はっきりしてない所。昔からの選手、あるいは役職員の倫理規定とか、あるいは、職員の就業規則的なところ、そういう中にいろいろ入れ込んでいますけれども、それをしっかりとコンプライアンスとして、もっと分かりやすくする必要あるのかなというぐらいには考えております。

**伊東** ありがとうございます。日本スポーツ協会さんは、いかがでしょうか。

**森岡** 規定の見直しにつきましては先ほど申しましたが、やはりわれわれが、現在、作業中であるのは、スポーツ仲裁機構さんが作った、松本先生がおっしゃった、コンプライアンス強化ガイドライン。もう一つは、フェアプレーガイドラインというのに基づいて今、やっているわけですが。今後、NFの方にもご意見頂戴して、今後それを提供していくかどうかなんですけれども。実際問題として、課題としては、かなり厳しいかなというふうなことはありまして。これは、私の個人的な意見ですけども、諸外国を見ても、いろんな規定があって、UKスポーツあたりは、ティア1、2、3の形で、段階を分けて、やっているようなところもあって。それ、丸々全て僕らがして、全ての加盟団体に網羅してもらうというのは、厳しい面もあるのかなというのが課題でして。今後、いろんなご意見を頂戴して、NFの皆さんにも、関連

団体の皆さんにも相談して策定していく、ということになるかというふうに思います。

**伊東** 日本障がい者スポーツ協会さんのお話をお聞きしたいのですが、障害者スポーツの団体を統括されているということで、何か、違う所があったらご指摘いただきたいのですけれど。

**山田** 基本的には同じかと思いますが、先ほどから繰り返しておりますが、非常に小規模な団体が多いということと、まだ歴史が浅い所も多いというところが大きく異なるのではないかと思います。私どもも2年前、平成28年6月に、倫理およびコンプライアンスに関するガイドラインというのを出しまして、各競技団体にも、そういう規定を整備するように指導しておりますが、まだまだ2年ぐらいしかたっておりませんが、これからもっと、これを作っていただくように指導していかなくちゃいけないというふうに思っております。

ただ、一つの団体が、先ほど言いましたように小規模なものですから。例えば、理事会の規模が小さかったり、あるいは、理事長が事務局を兼任していたりだとか。大体、障害者のスポーツはボランティアでやっていた方々が、その団体をつくって、それで今、現状に大きくなってきている、みたいな所が多いので、どちらかという身内でやっているような所が多かったわけですので、そこをどうやって組織という形に持っていくかということが一番大きな、われわれの課題だったので、最終的な視点に、まず、法人化をして、組織が整えてもらうところを重視してきて、次にそれを、今度は規定をそろえていくと、次の段階に入っていく、いうことになっていくのではないかと思います。

**伊東** 先ほどのお話の中で、法人格の取得であったり、それから、パラサポートセンターの立ち上げであったり、そんなところでの市での取り組みというの、あったかと思えますけれども。小規模団体のガバナンス構造や、そういった支援の取り組みが必要、重要と考えてよろしいでしょうか。

**山田** はい。そうです。そのとおりでございます

て。特に、小さな団体は企業からの支援などもなくて、自分の所の自前で、やるしかない。これがJSCからの強化も、費用も入ってない、そういう団体がたくさんあるわけですので、そういった所に、どうやってコンプライアンスの輪を広げていくかという、そういったところも非常に課題であると思っております。

**伊東** 小規模団体のお話が出ておりますが、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会の参加団体の中でも小規模な所は、おありであると思えますが、その辺りの取り組みの在り方というのは、いかがでしょうか。日本オリンピック委員会では、いかがでしょうか。

**平岡** 規定を整備することはもう、ひな型がありますので。その辺は意外と、そう難しくないのだろうという具合に考えています。ただ、今は本当に社会も変わってきて、いろいろと各事務局の皆さん方にも大変な、いろんな事務処理量が増えているということで、負担になっているっていうことは僕も思いますが。まずは、最低限の規定を整備するというのは当然のことだろうという具合に考えているのと、それから、やっぱり公益法人化になって、あるいは公益性という認識が各NFの皆さん方にも強くなってきましたので。当然コンプライアンスなんか当たり前のことだという方向に今後、しっかりと、ますます行くのだろうというふうに考えています。

**伊東** 日本スポーツ協会ではいかがでしょうか。

**森岡** 公益法人化ということですが、今、お話があったんですけど。われわれの加盟団体の中にもまだ、公益法人取られてない団体さんもいて。そういったところのバックオフィスみたいなところをサポートできるような仕組みができれば、多分NFさんとしたら助かるんだろうな、というふうに思いますし。それはスポーツ界、やはりスポーツマンのお力も借りながら、そういったバックオフィスのようなところを、規模の小さいようなNFさんについては、公益法人化を促すとともに、そういった最低限の規定を整備していただいて、そう

いったサポート体制が取ればというふうに思っています。

**伊東** そういった、難しい所もあるので、バックアップ体制であるとかサポート体制であるとか、考えていくことも必要だろう、こういうご指摘ですね。各NFの傘下を見ますと、地方の組織でありまして、全国各地に広がっていくというわけですが、そういったところのガバナンスの向上というところに関しては、何かお感じのところ、ありますでしょうか。日本スポーツ協会さんから、よろしく願います。

**森岡** 私も47都道府県のうちの、ある部署の体育協会のほうで、お仕事をしている所もありまして。そこには、47都道府県の一つの体育協会の中では、いわゆるBFと呼ばれている団体の中でも大きな規模の所もありますし、完全に個人宅が事務局になっているというふうな団体、いわゆるBFもありますし、それを束ねている47都道府県が、われわれの所へ加盟している、いうふうな構図です。そのガバナンスなりコンプライアンスということになると、一時的には47の都道府県に対する、われわれのサポートをしないとイケないのかなというふうなことですが。そこまで射程をかなり広げていくと、人員と予算っていうのが、かなりかかってくるっていうふうに思いますので、中央競技団体というか、われわれの加盟団体というところにターゲットをまずは絞っていくのが最初のステップかなのかなと。それ以降、次のステージ、次のステップへというふうなところに、いくのだろうなというふうに思っています。

**伊東** ステップを踏んで、段階を踏んで向上させていくと、こういうようなお話でございました。次に、ちょっと話が変わりまして。違反行為があった場合の調査や処分に関して、これも体制整備が必要だろうと思いますが、ちょっとお話を聞いてみたいと思います。実際に、競技団体で違反行為が発生した場合には、競技団体内で調査をし、処分をするという体制になっていると思います。この点の調査や処分の運用に関して、どういった課題をお考えかということをお聞きしたいと思います。

す。競技団体におかれて、十分対応できているかというようなお話になるかと思いますが、いかがでしょうか。日本オリンピック協会さんでは、いかがでしょうか。

**平岡** 基本的には、やはり中央競技団体、これが日本で唯一のその競技の団体なわけですね。先ほど講演にもありましたけども、大変な権限を持つと同時に、それ相応の義務をしっかりと持たなければいけないわけですね。ですから、不祥事とか不適切なことだとか、そういうことがあった場合は、中央競技団体の一つの責任として、しっかりとそれに対応しなければいけないというのは当然です。それが不十分だった場合に、どこがどういう形で指導していくかということになるのですが。先ほど、JOCのインテグリティのところでも多少お話ししましたけれども、JOCとしては、各NF、アスリートファーストの考え方の中で、一体となって進めていきたい。単に処分するとかなんかではなくて、各ガバナンスコードを今後、作成されると思いますが、それに従ったものを一緒にあって、しっかりと守っていくという体制で皆さん方と一緒に進めていくべきだろうと。やはり、NFには責任がある。そして自律もしなければいけない。そういうことをお互いにしっかりと認識した上で、取り進めていきたいという具合に思っています。

**伊東** 一体となった取り組みというのを強調されておられましたけれども、それはスポーツの自律とか、そういったところと結び付いていくといった考え方で。

**平岡** はい。そういう具合に考えております。それぞれが勝手に動くということではなくて、やはり、日本のスポーツ界を良くしよう、レベルを上げよう、日本のスポーツを発展、普及させようという中で、同じ志、同じ目標を持った者同士としての進め方をやっていきたい。その中でも、何といてもアスリートにいろいろな、ハラスメントみたいなものがあったり、思うようなことができなかったりするの一番問題があるという具合に考えているので。その辺が不十分な中央競技団体があれば、それはしっかりと指導はしていきたい

というように思っています。

**伊東** ありがとうございます。日本スポーツ協会さんは、いかがでしょうか。

**森岡** 今、処分という話ですけど。不祥事が起こる際、起こった際を前後に分けると、やはり、不祥事を起こさないための予防教育をする、徹底させるということと、不祥事が起こった場合に、その後どうするかというふうなこと。この二つに大きく分けていくのだろうなというふうに思っています。

本来であれば、何か起こったときに、いわゆる、内部調査委員会等々なるものが内部で調査をして、処分していくというのが自然なのだろうというふうに思いますが、これだけ今、SNSが発達している世の中においては、この内部調査委員会だけでは、持たないだろうというふうには思っています。しかし、第三者委員会、われわれもJOCさんと一緒にある競技団体に対して第三者委員会つくって頂きたい、という要請書を出しましたけども。安易に第三者委員会つくれと言ったところ、莫大な費用がかかりますので、これはどの競技団体でもできるものじゃない、というふうに思っています。ですので、一義的には予防教育というか、私は起こらないための予防教育をするのと同時に、起こった後に迅速に、それを処分なり、あるいは調査する仕組みを平常時から作り上げるというのが、コンプライアンスなり、いわゆるガバナンス上、大事だというふうに思っています。

**伊東** ありがとうございます。日本障がい者スポーツ協会さんでは、いかがでしょうか。

**山田** 先ほども相談の内容を申し上げたときに、やはり、いろんな相談を聞いてみますと、一つは、組織内のコミュニケーションが不足している場合が非常に多く、誤解を招いている場合も非常に多くて。そういったものを、じっくりとお話を聞くと、ある程度の問題は、誠実に対応をすれば、ある程度の問題は解決していくというのがこれまでの私の努力の中では、やってきております。ただ、どうしてもそれでも解決できない場合があります。

先ほど、森岡さんもおっしゃったように、私は三つ段階があるのではないかと思います。事例が起きる前の教育のようなところと、事例が起きる直前のくすぶっている段階。それから、事例が起きたときの対応と。この三つを解決していかないといけないのですけれども。先ほど言いましたように、いろんな教育が一つはありますし、くすぶっているときには、ちゃんと聞いてあげて、その指針の中で解決に持っていくというところですね。初期消火と言っていますけれども、初期消火で、ちゃんと対応してあげるといのが大事じゃないかというふうに考えております。

実際、事件が起きたケースもありますが、事案が出てきたときには組織の中で弁護士などの第三者も入れた、先ほど森岡さんがおっしゃったように、第三者調査委員会という何千万という金がかかる場合もあるというふうに聞いておりますが。だから、そこまできっちりやらなくても、第三者を含めた委員会みたいのを立ち上げて、その後、ちゃんとコンプライアンス委員会にかけて、組織として、きちっと決定するというような、その組織での決定のプロセスが大事じゃないかというふうに考えております。

**伊東** ありがとうございます。相談窓口の所も触れようかと思ったのですが、時間の問題と、それからかなり積極的に運用されているということ報告、既にいただきましたので、ここはちょっと割愛をさせていただいて。研修の所に入りたいと思います。

研修に関しても、先ほど、大変重要だということで、たくさんアスリート向け、指導者向け、から、NF向けといったところで取り組んでらっしゃるとい報告がありました。何か、課題その他、追加していただくところがあれば、一言いただきたいと思ひますし、その他に、役員向けとか、組織内部、事務局向けとか、そういった研修がどうなっているか、何かありましたら触れていただければと思ひます。日本オリンピック協会さん、お願いいたします。

**平岡** もう、皆さんご存じのとおり、研修とか教育、これはもう繰り返すしかないですね。先般の

アジア大会で、ちょっと騒動がありました。そのときに、選手団長だった山下団長は、あれだけみんなにそういうインテグリティだとか、コンプライアンスだとか、選手としての自覚、日本代表だよ、ということをしつこく言ったわけですね。それでも、ああいうことが起きたということで、山下団長自身が非常にショックを受けたということ、やはりこれはもう、繰り返しやるしかないな、と。本当に末端まで届くまで、やるのだと。それはJOCだけではできませんし、NFの皆さん方と一緒に、各選手の皆さん宛てに繰り返し、行っていき、どこまで徹底できるかということを進めていきたいという具合に今、考えています。研修をやったから、もうそれで良い、ということはないのではないかとということが課題だという具合に思ひます。

役職関係につきましては、ご存じのように、公益法人を取られている所が多数おられるわけなのですが、代表理事の方、いわゆる会長さんですね。代表理事っていうのは本当に絶大な権限を持つと同時に、すごい責任があるのですよ。何かあれば、全て代表理事の責任になるわけですね。それなりの認識を含めて。実は、ちょうど明日になるのですけれど、JOCとしてはNFの会長さんにお集まりいただいて、あらためて、そういう認識を共有していきたいという具合に考えています。

**伊東** ありがとうございます。日本スポーツ協会さん、お願いします。

**森岡** 繰り返しですけれども研修については、あるいは要請については、やはり、中身を高めていく。繰り返しということも、もちろん大切なのですけれども、繰り返しと同時に中身をどう高めていくか、というのが大事だろうというふうに思ひています。

私ども、本会の理事、評議員を対象にプラス113団体の加盟団体に向けて、12月の15日、キックオフセミナーというふうなことを銘打って、われわれの役職員プラス加盟団体の方々を一堂に会し、これは地方組織もそうですけれども、やっていくというふうな。だから、キックオフで、これも今後続けていく、繰り返し続けていくというふうなこ



とで、今年度の12月15日に開催する、というふうな現状でございます。

**伊東** ありがとうございます。日本障がい者スポーツ協会さん、よろしくお願いします。

**山田** 研修につきましては、先ほど、私のほうから詳しくご説明いたしましたが、やはり、それぞれの組織の役員とか、あるいは実務者は、時々代わるわけですので。全く、1回研修すれば終わるというのではなくて、アスリートも新しい人は出てくるし。だから、1回だけっていうわけにはいかないの、やはり繰り返し、その時代に合ったテーマでやっていくしかないというふうに考えております。

**伊東** ありがとうございます。時間がそろそろ押してまいりましたので、最後のテーマでいきたいと思います。最後は、インテグリティの確保に向けて、今後の統括団体の在り方というのは、統括団体の役割として、どのような点が重要と考えていらっしゃるか、これをお聞きしたいと思います。日本オリンピック協会さん、お願いいたします。

**平岡** 先ほどまでに、いろいろと講演いただいた話の中で、国がどこまで関与するかとか、いろいろな方法論が出ていたと思います。JOCは、もう古い話になりますが、モスクワオリンピックのボイコット、これがいまだに大きな傷と言いますかね。出来事として残っています。選手はみんなオリンピックに出るために4年間、必死に頑張ってきている。各競技団体もそれに向けて努力してきたのですね。それをある国、政府、その圧力と言いますか、指令と言いますか、それでオリンピックをボイコットせざるを得なかった。オリンピックってというのは平和の祭典、国際的な差別もない、国際紛争を治める、オリンピックの期間は戦争をやめるといような近代オリンピックの流れ。そういう中で、モスクワオリンピックをボイコットせざるを得なかったという、JOCの苦渋の決断、それがあります。やはり、国々の関与だけで物事が進むわけではなくて、やはりアスリートの皆さん方が、本当に目的を持って、目標を持って目指し

たもの、それをいかに実現させていけるか、いくかということ、JOCとしてはぜひ、バックアップしていきたいという具合に考えているわけでございます。

**伊東** ありがとうございます。日本スポーツ協会さん、お願いいたします。

**森岡** われわれは、先ほども言いましたけども、加盟団体さんと一体となって、今、113団体の加盟団体さん、いますけども。その中で加盟規定を見直すというのは、単に厳しくするというのではなくて、いわゆる、スポーツインテグリティの項目を強化し、皆さん方と一緒に透明性、あるいは健全性、高潔性を高めていくというふうなことで。単に加盟、ということだけではなく、そういったインテグリティを加盟団体の皆さん方と一緒に、われわれ統括団体として、進めていく。先ほど、繰り返しになりますけども、やはり、長官も「スポーツ団体の実質的、自律的な取り組みが重要だ」というふうな言葉をおっしゃっておりますし、「統括団体は主体的に改革、改善に着手すべきだ」というようなことですので、この言葉を踏まえて、われわれは加盟団体の皆さん方と一緒に、スポーツインテグリティの確保に努めたい、いうふうに思っています。

**伊東** ありがとうございます。日本障がい者スポーツ協会さん、お願いします。

**山田** 協会といたしましては、スポーツの価値とか、意義とかというのが、スポーツの果たす役割というのが非常に重要なわけでありまして、各競技団体や選手、関係者、国や企業、ひいては国民皆さんから多大な支援を受けてスポーツに励んでおります。そのことを肝に銘じて、社会の期待を裏切るような行為というのは、あってはならないというふうに考えておりますし、また、障害者スポーツの各競技団体を通じまして、選手をはじめ、競技に携わる全ての関係者にコンプライアンス、ガバナンス、あるいはインテグリティの確保について、これらを徹底していきたいというふうに考えております。また、障害者スポーツは、先ほど言

いましたように、各競技団体の組織基盤の格差が非常に大きいので、協会が主体的に関わって、相談事業や研修等、やっていく必要があると思っております。

それから、一つだけ、個人的な意見を述べさせていただきます。人間である以上、好き嫌いや私利私欲というのは誰にもあるわけですので、こういう事案が出てくるのが決してゼロには、ならないというふうに考えております。やはり、そういった時点で、初期消火に心掛けるということは非常に大事じゃないかというふうに考えております。ただ、競技団体に対して上から圧力をあまり掛け過ぎてばかりいると、競技団体の自主性が損なわれるばかりではなくて、指導者が意識し過ぎて、競技力の向上が止まるというようなことも危惧しなければなりません。そこのところの兼ね合いが非常に微妙じゃないかと思えます。難しいと思えますが、そこを十分考慮しながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

**平岡** ちょっと、1点だけ。

**伊東** どうぞ、平岡さん。

**平岡** IOC、国際オリンピック委員会が、憲法の

ようなものを出したわけですね。それは Olympic Charter、五輪憲章です。その中の最初に、基本原則というのが入っています。その中の一つに、政治的な影響を排する。影響を受けてはいけないということを明文化しています。現実には、政治的な影響を被って、スポーツがスムーズにいかなかったということで、クウェートとインド、そういう所はIOCから資格停止という形になっています。日本でもやはり、スポーツはスポーツとしてしっかり独立して、JOC、JSPO、障害者スポーツ、それとNFの皆さん方と一緒に、日本のスポーツをしっかりと発展させていかなければいけないという認識を持っているということだけ、付け加えてもらいます。

**伊東** ありがとうございます。今、お話をいただきまして、スポーツそのものが自主自立の活動、取り組みであるという所に価値があるというふうにお考えの上で、それを皆さん一体となって、しっかりと守っていく覚悟をしていくのだという姿勢が伺えるお話ではなかったかというふうに思います。

討論としては、ここまでとさせていただきたいと思えます。パネルディスカッションはこれで終わりにさせていただきます。登壇者の皆さん、どうもありがとうございました。

# スポーツくじ



スポーツは育てることができる。

スポーツくじ(toto・BIG)の収益は、日本のスポーツを育てるために使われています。